資料６４－１

特殊切手「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（寄附金付）」に付加された寄附金の配分団体等の認可について

（諮問第1192号）

諮問第 1192 号
令和元年 12 月 10 日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長　多賀谷　一照　殿

総務大臣
高市　早苗

諮　問　書

日本郵便株式会社（代表取締役社長　横山　邦男）から、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成 27 年法律第 33 号。以下「オリパラ特措法」という。）第 15 条の規定に基づき発行された、寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金に関し、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「お年玉法」という。）第７条第３項の規定に基づき、配分団体及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定すること並びに同条第４項の規定に基づき当該配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項を定めることについて、同条第５項の規定に基づく認可の申請が、別添のとおりあった。

当該申請について審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、お年玉法及びオリパラ特措法の規定に適合していると認められる。

よって、お年玉法第７条第５項の規定に基づく認可をすることとしたい。

上記について、お年玉法第 11 条の規定に基づき諮問する。

別紙

審査結果

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）から認可申請のあった平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号。以下「オリパラ特措法」という。）第15条に基づき発行された寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体及び配分額の決定並びに当該配布団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項については、オリパラ特措法及び同条の規定に基づき適用することとされたお年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「お年玉法」という。）の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。 ア　寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため会社において特に要した費用 イ　寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の100分の1.5に相当する額を限度） （お年玉法第７条第２項関係）	適	会社は寄附金の額から控除する費用のうち、左記アの費用として、寄附金の取りまとめに要する人件費を計上しているところ、当該費用の額は下記のとおり適切に積算されており、妥当なものと認められる。 また、会社は、左記イの費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、同様に、当該費用の額は下記のとおり適切に積算されており、かつ、お年玉法第７条第２項に定める限度額を超えないことから、妥当なものと認められる。 ア　特殊切手「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（寄附金付）」の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用 （ア）使途 寄附金の取りまとめに要した人件費 （イ）金額 2,440円 イ　寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費等 （イ）金額 33,646円 ※お年玉法第７条第２項で定める上限（寄附金額43,375,890円の100分の1.5に相当する額：650,638円）を超えていない。

審査基準	審査結果	理由
寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。 （オリパラ特措法第 15 条、お年玉法第７条第３項関係）	適	配分団体の選定については、特殊切手「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（寄附金付）」は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「オリパラ組織委員会」という。）が調達する大会の運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行されたものであり、この場合、オリパラ組織委員会は、お年玉法第５条第２項各号の団体とみなされることがオリパラ特措法によって定められていることから、妥当であると認められる。 また、配分金額の決定については、オリパラ組織委員会から事業費の内訳等の提出を受け、その一部に充てるものとして、社外有識者による審査委員会において認められたものであることから、妥当であると認められる。
配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 （お年玉法第７条第４項関係）	適	配分団体が守らなければならない事項として、 ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと ・配分金と他の資金を区別して経理すること 等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。
配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていること。 （お年玉法第７条第４項関係）	適	配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。

別添

2019-日総務 0087 号
2019 年 12 月 2 日

総務大臣

高市　早苗　様

日本郵便株式会社

代表取締役社長　横山　邦男 [redacted]

特殊切手「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(寄附金付)」に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成 27 年法律第 33 号）第 15 条に基づき発行された、特殊切手「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(寄附金付)」に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、認可を受けたいので、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号）第 7 条第 5 項及びお年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号）第 3 条の規定に基づき、申請します。

1　配分団体及び配分額

配分団体：公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
配分事業：東京 2020 オリンピック競技大会閉会式の演出企画にかかる事業
配 分 額：4,333 万 9,804 円

2　配分団体が守らなければならない事項

別添 1 のとおり

3　配分金の使途についての監査に関する事項

別添 2 のとおり

別添１

配分団体が守らなければならない事項

１　配分金の使途の制限

配分金は、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

２　実施計画の変更等

⑴　やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。

⑵　実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき、又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

⑶　実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

３　配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

４　配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

５　配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等の使途の制限

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。ただし、支障がないものと会社が認めたものは除く。

６　余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

７　その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

別添２

配分金の使途についての監査に関する事項

１　監査に応ずる義務

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、これに応じなければならない。

２　監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了後、２０２１年３月３１日までの間に行う。ただし、事業完了後に監査が困難な場合は、事業完了前に行う。

３　監査の実施方法

⑴　監査は、原則として実地監査により行う。

⑵　当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。

⑶　監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別に定めるところによるものとする。

ア　配分金の入出金状況の確認

イ　当該事業の実施状況

お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第２条第２項に規定された事項

1　配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

2　お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律 224 号）第７条第２項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 特殊切手「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(寄附金付)」（第 2 弾）の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

２，４４０円

(2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用

３３，６４６円

(3) 合計

３６，０８６円

3　お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律 224 号）第９条第２項の規定により寄附金に充てられた金額

０円

説明資料

特殊切手「東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会（寄附金付）」に付加された寄附金の配分団体等の認可について

総　　務　　省

第１　制度概要

１　日本郵便株式会社による寄附金付郵便葉書等の発行等

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和２４年法律第２２４号。以下「お年玉法」という。）第５条第１項及び第２項に基づき、以下の①～⑩の事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的として寄附金付郵便葉書等を発行することができるとされている。

①社会福祉の増進 ②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防 ③がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防 ④原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助 ⑤交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止 ⑥文化財の保護 ⑦青少年の健全な育成のための社会教育 ⑧健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興 ⑨開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護 ⑩地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）

会社は、同法第７条第１項、第３項及び第４項に基づき、寄附金をとりまとめた上で、配分団体及び配分金の額を決定するとともに、以下の事項を定めることとされている。

・配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項
・配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項

２　総務大臣の認可

会社は、お年玉法第７条第５項に基づき、配分団体及び配分金を決定し、又は配分団体が守らなければならない事項や配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けることとされている。

３　審議会への諮問等

お年玉法第１１条に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされている。

４　「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（寄附金付）」の発行

「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」（平成２７年法律第３３号。以下「オリパラ特措法」という。）第１５条に基づき、会社は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「オリパラ組織委員会」という。）が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として寄附金付郵便葉書等を発行することが可能とされている。

この場合、オリパラ組織委員会をお年玉法の配分対象団体とみなして、お年玉法を適用することとされている。このため、寄附金の配分については、通常の寄附金付郵便葉書等と同様の手続きをとることとなる。

【参考】寄附金配分までの流れ

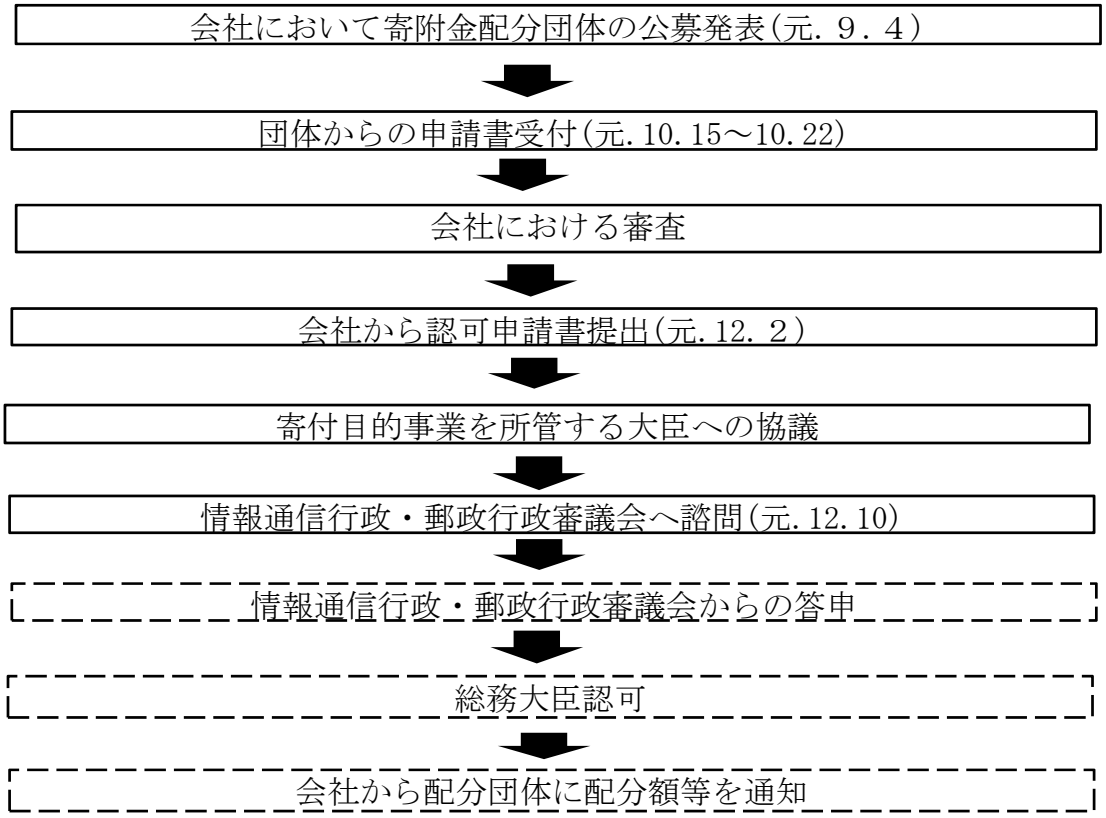

第２　寄附金配分の審査について

１　配分申請に係る要件等

(1) 配分団体の要件

配分団体はオリパラ組織委員会のみ(大会の準備及び運営の事業)

(2) 申請金額（上限）

上限額なし。
なお、申請は１件のみ。

２　審査方法

(1) 形式審査

必要書類が提出されていること等､形式的な要件を満たしているかについて審査。

(2) 配分審査（有識者からなる審査委員会）

申請事業が大会の準備及び運営に係るものであること､費用の必要性等を審査。

第３　日本郵便株式会社からの申請内容

１　配分団体・配分金

配分団体：オリパラ組織委員会
配分金：４３,３３９,８０４円

【参考１】寄附金額

	販売枚数（枚）	寄附金額（円）
寄附金付郵便切手 （８４円＋寄附金１０円）	４，３３７，５８９	４３，３７５，８９０
合計	４，３３７，５８９	４３，３７５，８９０

【参考２】配分原資と配分金

寄附金額①	４３，３７５，８９０円
配分費用②	３６，０８６円
配分金（①－②）	４３，３３９，８０４円

【参考３】事業内容

東京 2020 オリンピック競技大会閉会式の演出企画にかかる事業

２　配分団体が守らなければならない事項

配分団体が守らなければならない事項として

・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと。

・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと

・配分金と他の資金を区別して経理すること

等が定められている。

３　配分金の使途についての監査に関する事項

配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められている。

第４　審査結果

会社から認可申請のあったオリパラ特措法第１５条に基づき発行された寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体及び配分額の決定並びに当該配布団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項については、オリパラ特措法及び同条の規定に基づき適用することとされたお年玉法の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。 ア　寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため会社において特に要した費用 イ　寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の 100 分の 1.5 に相当する額を限度） （お年玉法第７条第２項関係）	適	会社は寄附金の額から控除する費用のうち、左記アの費用として、寄附金の取りまとめに要する人件費を計上しているところ、当該費用の額は下記のとおり適切に積算されており、妥当なものと認められる。 また、会社は、左記イの費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、同様に、当該費用の額は下記のとおり適切に積算されており、かつ、お年玉法第７条第２項に定める限度額を超えないことから、妥当なものと認められる。 ア　特殊切手「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（寄附金付）」の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用 （ア）使途 寄附金の取りまとめに要した人件費 （イ）金額 2,440 円 イ　寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費等 （イ）金額 33,646 円 ※お年玉法第７条第２項で定める上限（寄附金額 43,375,890 円の 100 分の 1.5 に相当する額：650,638 円）を超えていない。

審査基準	審査結果	理由
寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。 （オリパラ特措法第 15 条、お年玉法第７条第３項関係）	適	配分団体の選定については、特殊切手「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（寄附金付）」は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「オリパラ組織委員会」という。）が調達する大会の運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行されたものであり、この場合、オリパラ組織委員会は、お年玉法第５条第２項各号の団体とみなされることがオリパラ特措法によって定められていることから、妥当であると認められる。 また、配分金額の決定については、オリパラ組織委員会から事業費の内訳等の提出を受け、その一部に充てるものとして、社外有識者による審査委員会において認められたものであることから、妥当であると認められる。
配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項が定められていること。 （お年玉法第７条第４項関係）	適	配分団体が守らなければならない事項として、 ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと ・配分金と他の資金を区別して経理すること 等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項が定められていると認められる。
配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていること。 （お年玉法第７条第４項関係）	適	配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。

参考資料

1　特殊切手「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（寄附金付）」

■販売価格：94 円（84 円＋寄附金 10 円）
■販売期間：令和元年 8 月 26 日（月）から令和元年 10 月 28 日（月）まで
■発行枚数：1,000 万枚
■意匠：東京 2020 オリンピックエンブレム、東京 2020 パラリンピックエンブレム

＜東京 2020 公式ライセンス商品＞ ©Tokyo 2020

＜参考＞

（１）これまでに 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて発行された寄附金付郵便葉書等

【平成 30 年用年賀はがき】

・発行枚数：1,500 万（販売枚数:684 万枚、販売率:45.6%）
・配分金額：約 3,418 万円
・使途内容：東京 2020 大会のマスコット発表イベント費用

1 JOC・JPC「冬を、燃やせ。」デザイン JOC・JPC 公式ライセンス商品

©JOC/JPC/Tokyo 2020

2 組市松紋様デザイン A 東京 2020 公式ライセンス商品

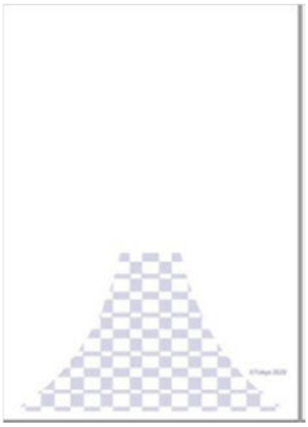

©Tokyo 2020

3 組市松紋様デザイン B 東京 2020 公式ライセンス商品

©Tokyo 2020

【平成 31 年用年賀はがき】

・発行枚数：4,140 万枚販売（販売枚数:1,975 万枚、販売率:47.7%）
・配分金額：約 9,871 万円
・使途内容：技術役員（競技審判等）のユニフォームのデザイン開発、調達

1 無地
（インクジェット紙）

2 絵入り

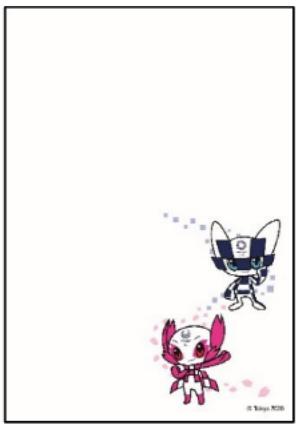

3 特殊印刷

＜東京 2020 公式ライセンス商品＞©Tokyo 2020

【特殊切手「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（寄附金付）」】

・発行枚数：1,000 万枚（販売枚数:602 万枚、販売率:60.2%）
・配分金額：約 6,017 万円
・使途内容：東京 2020 オリンピック競技大会開会式の企画運営

＜東京 2020 公式ライセンス商品＞©Tokyo2020

【令和２年用年賀はがき】

・発行枚数：3,090 万枚
・販売期間：令和元年 11 月１日から令和２年１月 10 日まで

1 無地

2 無地
（インクジェット紙）

3 絵入り

＜東京 2020 公式ライセンス商品＞©Tokyo 2020

４　特殊印刷

＜東京 2020 公式ライセンス商品＞©Tokyo 2020

（２）今後、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて発行される予定の郵便切手

【特殊切手「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」（寄附金なし）】

・令和２年３月 10 日　販売予定

２　日本郵便株式会社の審査委員及び評価委員

年賀寄附金審査委員（令和元年７月現在）

氏　名		主要現職等
委員長	田中（たなか）　皓（ひろし）	公益財団法人助成財団センター 専務理事
委 員	浅野（あさの）　幸子（さちこ）	減災と男女共同参画研修推進センター 共同代表
	國松（くにまつ）　秀樹（ひでき）	元財団法人キリン福祉財団 常務理事
	小西（こにし）　敦（あつし）	静岡県立大学経営情報学部 教授
	新海（しんかい）　洋子（ようこ）	特定非営利活動法人市民社会研究所 専門研究員
	髙橋（たかはし）　陽子（ようこ）	公益社団法人日本フィランソロピー協会 理事長
	髙宮（たかみや）　洋一（よういち）	城西国際大学環境社会学部 教授
	野村（のむら）　義人（よしひと）	公益財団法人三井住友海上福祉財団 専務理事
	長谷川（はせがわ）　雅子（まさこ）	一般財団法人ＣＳＯネットワーク 事務局次長
	服部（はっとり）　篤子（あつこ）	一般社団法人ＤＳＩＡ 代表理事
	水谷（みずたに）　衣里（えり）	株式会社風とつばさ 代表取締役
	茂木（もぎ）　義三郎（よしさぶろう）	元公益財団法人三菱財団 常務理事
	山内（やまうち）　直人（なおと）	大阪大学大学院国際公共政策研究科 教授

年賀寄附金評価委員（令和元年７月現在）

氏　名		主要現職等
委員長	片山（かたやま）　正夫（まさお）	公益財団法人セゾン文化財団 理事長
委　員	奥山（おくやま）　千鶴子（ちづこ）	ＮＰＯ法人子育てひろば全国連絡協議会　理事長
	川北（かわきた）　秀人（ひでと）	IIHOE［人と組織と地球のための国際研究所］設立・代表者
	佐野（さの）　亘（わたる）	京都大学大学院地球環境学堂人間・環境学研究科　教授
	南島（なじま）　和久（かずひさ）	新潟大学法学部 教授
	山賀（やまが）　昌子（まさこ）	ＮＰＯ法人まちづくり学校　理事

３　関係法令条文

〇お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和２４年法律第２２４号）

第二条　会社は、前条の規定により発行するお年玉付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。

一　発行の数
二　販売期間
三　くじ引の期日
四　前条第一項の金品の金額又は種類及び当せんの数
五　前条第一項の金品の支払又は交付の期日及び手続

（寄附金付郵便葉書等の発行）

第五条　会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

２　前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

一　社会福祉の増進を目的とする事業
二　風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業
三　がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業
四　原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業
五　交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業
六　文化財の保護を行う事業
七　青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業
八　健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業
九　開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業
十　地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがつて広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

３　会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。

一　寄附目的
二　発行の数
三　販売期間
四　付加される寄附金の額

４　寄附金付郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。

（寄附の委託）

第六条　会社（寄附金付郵便葉書等の販売に関する業務の委託を受けた者を含む。）から寄附金付郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金付郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金付郵便葉書等につき前条第三項の規定により公表された寄附目的をもつて寄附することを会社に委託したものとする。

（寄附金の処理等）

第七条　会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

２　会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。

３　会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。

４　会社は、前項の規定による決定をするに当たつては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。

５　会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。

６　会社は、第三項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。

第八条　配分金の辞退等により、交付し、又は交付すべきであつた配分金の全部又は一部が返還され、又は交付できなくなつたときは、当該返還され、又は交付できなくなつた配分金は、その返還され、又は交付できなくなつた日以後最初に第五条第一項の規定により発行される寄附金付きの郵便葉書（第一条第一項の規定によりお年玉付きとして発行されるものに限る。）にその額が表示されている寄附金とみなす。

（寄附金の経理等）

第九条　会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。

２　前条の規定は、前項の利子その他の収入金について準用する。

第十条　会社は、毎年、前年の十月一日からその年の九月三十日までの間における寄附金に関する経理状況を公表するものとする。

（協議等）

第十一条　総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法 （昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

（政令への委任）

第十二条　この法律に定めるもののほか、寄附金の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

（罰則）

第十三条　第七条第五項の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

○お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和３３年政令第２７９号）

（寄附金の配分を受けようとする団体の公募）

第一条　日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律 （以下「法」という。）第七条第三項の規定による決定をしようとするときは、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の配分を受けようとする団体を公募しなければならない。

（審議会等で政令で定めるもの）

第四条　法第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成２７年法律第３３号）

第二節　寄附金付郵便葉書等の発行の特例

第十五条　お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、組織委員会を同項の団体とみなして、同法の規定を適用する。